

# 『従業者証明書』の携帯と 『従業者名簿』の備付が義務となりました

## 会 員 各 位

第10次の宅建業法が改正され、1988年11月18日に業法施行規則（省令）が公布されました。これに伴い、従来「従業者証明書」の様式が変更となり、「従業者名簿」の様式・記載内容等が定められました。この「証明書」は、携帯が義務づけられるとともに、取引の関係者から請求があれば提示しなければならないこととなりました。「名簿」は事務所毎に備付ることと、名簿を閉鎖した時から10年間の保存が義務づけられることとなりました。

また、「証明書」の発行範囲も今までより拡大され、すなわち不動産取引を専門とする場合においては、代表者・役員・非常勤役員・取引に従事する者（取引主任者を含む）・直接取引に従事しない者（経理・運転手等）・アルバイトに至るまで、全ての者が発行の対象となりました。さらにそれぞれの「証明書」には、証明書番号を記入することになりました。

本会では、会員サービスの一環として「従業者証明書」「従業者名簿」を交付すること、さらに「証明書」をラミネート加工をするなどの便宜を図っております。

この機会に従業者全員が「証明書」を携帯し、業法を遵守されるようお願いいたします。

社団法人 東京都宅地建物取引業協会  
会 長 河 原 将 文  
総務委員長 松 村 敏 夫

## 原寸見本

写真貼付欄 3 cm × 4 cm	<b>従業者証明書</b> <small>従業者証明書番号</small>
	従業者氏名..... ( 年 月 日生) 業務に従事する..... 事務所の名称..... 及び所在地..... この者は、宅地建物取引業者の従業者であることを証明します。 証明書有効期間 年 月 日から 年 月 日まで ( 年 月撮影) 商号又は 免許証 建設大臣 ( ) 第 号 名 称..... 番 号 東京都知事 主たる事務所の所在地..... 代 表 者 氏 名..... 印

[表]

現住所	
<備考>	..... ..... ..... .....
宅地建物取引業法抜すい 第48条 宅地建物取引業者は、建設省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。 2 従業者は、取引の関係者の請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。 社団法人 東京都宅地建物取引業協会 作成	

[裏]

- 支部事務所にて、「ラミネート加工」のサービスを行っております。
- 改正業法施行（1988年11月21日）以前に所持している「従業者証明書」は、1989年5月20日まで有効であります。期限までに切り替えをお願いします。

## お問合せ先

